

藝園牧草

夕暮那支
雪印種

中央研究農場

沼地院内一〇

FARM



雪印種苗株式会社

欧洲の酪農視察記

佐藤貢

（雪印乳業社長）

進む酪農の専門化、世界一たかいイスのバター

さる九月十二日から十八日まで、オーストリアのワインで開かれた国際酪農連盟と、十月三十日アメリカで行なわれた国際乳業協会の大会に、日本代表として出席した。その間、国際酪農連盟の大会では五人の各国代表が講演を行なつたが私はトップに立つて日本の学校給食と酪農事情について話をした。

欧洲旅行で感じたことはやはり酪農の専門化に向つて進んでいることがとくに印象強く感じた。日本においても池田首相の発言によつて、その方向に進みだしたことほど承知のとおりだが、ヨーロッパ同様に商業の発達とともに経済も好転している。アメリカの政策的経済援助は国際収支で三〇・四〇億ドルの赤字をだしているが、それだけに各國の経済がうるおつてゐるわけである。

工商業の発達によつて人が不足しているが、シワ寄せは農村にきて經營がなりたたないところに直面している。農地も小面積、乳牛も少ないところは大規模經營に移行して、しかも經營形態をはつきり専門化し、したがつて機械化をますます活発に促進させている。これはドイツ、デンマーク、オランダ、オーストリアみなそうであり、政府も民間も一体となつて經營の合理化に力をそそいでいた。

各国の酪農事情を視察したなかで、とく

にスイスの牛乳、乳製品、価格統制に興味をもつた。

スイスには現在、ブラウンスイス、シンメンタール種など搾乳牛が九〇万頭いて、牛乳生産量は二八〇万ト、うち加工用が二

一〇万ト、自家用が七〇万トとなつてゐる。四分の三が加工用、四分の一が自家用に消費されている。

乳価、乳製品価格は国が統制している。牛乳は一秒四三セント、日本円に換算して三五円六九銭ぐらいになり、非常に高い。

それで二等乳一秒あたり〇・三～〇・五セントの価格差をもうけているが、三等乳では一秒・五セント安くなる。

チーズの国だけに、海外市況が悪くなると国がこの補償をして、損失の半額を政府、あと半額を農民の負担にしている。補助財源はバターの輸入によつてまかなつてゐる。

ということは、スイスはチーズを中心とするバターの製造が少ない。乳価が高いためバターがコスト高になり、「キロ一フラン、日本円で九・一三円にもなる。それでバター

を輸入すると四・五フランだから、その差額は政府の収益になる。つまりスイスではチーズ輸出で損する分をバター輸入でおき

ない、生産を保護し市場価格にマッチした形でだしてある。

以上のようすでは高乳価政策で生産が行なわれてゐるため、どんどん牛とチーズがふえてきた。ところが海外市場は伸びない。値くずれして安くなつてきた。そ

こでバターに転換したところ、バターの国内生産が増え、バターの輸入を減らさなければならぬ。バターの輸入を減らせば、チーズ輸出調整の財源がなくなる。これにつけにした生きた実例だ。やはり彈力をもつた価格政策、価格統制でなければならぬ。財政的にどうにもならない」とこぼしてゐた。このことは乳価を国が決め、クギ政府も民間も頭を悩ましている。

生産者中央連合会でも「七万頭は多すぎた。このことは乳価を国が決め、クギ政府は赤字、消費者は大きな価格差付いたばかりだ。やはり彈力をもつた価格政策、価格統制でなければならぬ。日本は赤字、消費者は食わされている極端な政策といえる。

草作りから質乳、飼料にやかましい規制

スイスには国の牛乳供給条例というのがあつて、農家の草づくりから牛舎まで微に入り細にうがつて厳格にきめられてゐる。これはいわゆるスイスがいかに良質のチーズを造ることに苦心しているかを示すものでその一端を日本の酪農家に紹介したい。この規則は生産者中央連合会が統制している。

お互いに監視して、サイレージの禁止地帯もある

牧草と園芸 二月号 目次

◇表紙写真

◇欧洲の酪農視察記………佐藤貢

◇温暖地における家畜ビートの栽培………薄

◇水田酪農の問題点………高杉成道

◇蔬菜地帯における酪農經營の改善について………山田隆司

◇飼料木利のおすすめ………伊藤奎太郎

◇果菜類のトネル栽培と電熱育苗の問題点………八鍬利郎

◇一代雜種 日の出トマト………なかはら七

◇樹木雑筆………原秀雄

性)汚物検定(清潔度)、感覚検査(臭気、昧および外観)の三つだが、総合点は①が一五・二〇点、②が一〇・一四点、③一〇点となり半年毎にあるばあいは、この六倍

点となり年毎にあるばあいは、この六倍

点となり年毎にあるばあいは、この六倍

点となり年毎にあるばあいは、この六倍

そればかりではない。搾乳牛舎内で豚、鶏を飼つてはいけないと、チーズ原料にだす乳をしばつてはいけない。濾過を使つてはいけないと規制している。それから牛乳のフタが密着しないため布をはさんだりすることなども禁じている。

また牛乳を濾過してはいけない。濾過をするとき日本でよくやつてゐる布を使つてはいけないことになつてゐる。それから牛

乳のフタが密着しないため布をはさんだりすることができる。

以上の条令に違反したばあいは、行政措置がとられるが、異議のあるときは申し立てすることができる。

つぎにスイスには栄養乳の品種別格差付

日本のように毎日はしない。だからいつたん等級がきめられると半年間はこの成績で格付されるので、酪農家にとっては重大な影響がある。一等乳から値引された金額は、乳質改善の経費に使われている。

チーズ原料は冷却しないで、搾乳ごとにもつて行きあたたかいうちに冷蔵庫に入れようとしている。チーズ原料乳についての格差は、一等乳一キログラム当たり〇・三セント、三等乳〇・六セントと、市乳原料より格差はすぐない。リダクター検定で、脱色五時間以上八点、五時間以下〇点、半年で四八点、酸酵検定は二時間後に等級がきまるが、安全に液状八点、完全に液状でないもの〇点となっている。

イスは乳質について、このようにやかましく規制されているが、各集乳所に牛乳を合乳してもつていくために、ひとりの不注意はその地域の全部の人に迷惑をかけるので、おたがい関心をもつて監視している。「おれひとりよければいい」という態度は許されない。みんなの責任で乳質改善を取りこんでおり、政府も規制に力を入れ、乳価も国の助成で維持されているわけだ。

供給条令の牛乳生産の条項のうち、草地にたいする施肥については、最初の項目で、良質な乳製品の生産は、飼料の生産を想定される土地の施肥と、經營にはじまらねばならない。また乳畜の健康維持と能力増進には、健康によく栄養に富む健全な飼料というものが重要な前提条件となるとうたっている。

肥料のやり方について、いろいろ規定している。牧草をこんばうする前に尿をやつてはならない。水以外にほかの種類の物質を尿肥に添加してはならない。たとえば下水の汚泥のようなものや、泥水をかけてはいけないとということだ。また発育期にどろの尿肥をやることはいけない、やる場合は多量の水で稀釋にしてやること。発育期に入造肥料をやつしてはいけない。可溶性

の窒素肥料撒布については例外の承認を得なければいけない。下水の泥水をかけるのは冬季間でなければならない。やるにしても下水の泥は腐熟していかなければいけない。

こうすることはすべていかにして細菌数の少ない牛乳を生産するかはこの草づくりからはじまっているわけである。

乳牛の飼料と飼養については、球茎植物やならなど芳香性の高い無機塩類混合肥料、魚油性混合物など、牛乳にシゲキをあたえられるようなものの給餌を絶対に禁じている。

乳牛の放牧と青草給与にもやかましい規則をつくっている。イスでは草と食塩以外は必要じやないと極言する者がいるくらいである。經營上の理由で舍内に繫養しなくてはならない時でも、春と秋には二、三週間ぐらいた放牧しなければならないときもめられている。そしてこんなことまできめている。それはこの舍飼いの飼料としては、天然牧草、クロバー、輪作牧草だけにして、若すぎない、成長しすぎていないものが適当としている。この点はなるほどイスのどこを歩いても牧草が三、四尺に伸びているところはなかった。

また青刈り類はやつてもよいが、しかし甜菜の葉は大量にやつてはいけないことになつていて。これらの飼料は牛乳の味を変化させるので、なるべく牛乳の味を変化させないので、なるべく牧草とかクロバーの乾草と一緒に給与すべきである。そうではないと味の変化だけでなく、下痢を起しやすい。

副飼料としては少量のフスマとか、乾燥油カスを少量あたえることはさしつかえない。ただし役牛にたいしては圧搾えん麦はよい。また天候が湿潤、冷涼な場合は下痢の外は必要じやないと極言する者がいるくらいである。經營上の理由で舍内に繫養しなくてはならない時でも、春と秋には二、三週間ぐらいた放牧しなければならないときもめられている。その点はなるほどイスのどこを歩いても牧草が三、四尺に伸びているところはなかった。

また尿や肥料のついている青草、分解または酸酵状態とか、または高温や凍結した飼料、不完全な干草、野菜クズ、ビール麦芽、果実果汁は普通やつてはいけないことにならやつてもいいことになつていている。ただし例外として、飼料不足とか凶作とか不作の場合は承認を得ればよいという法律が定められている。それも市は、天然牧草、クロバー、輪作牧草だけにして、若すぎない、成長しすぎていないものが適当としている。この点はなるほどイスのどこを歩いても牧草が三、四尺に伸びているところはなかった。

また青刈り類はやつてもよいが、しかし甜菜の葉は大量にやつてはいけないことになつていて。これらの飼料は牛乳の味を変化させるので、なるべく牛乳の味を変化させないので、なるべく牧草とかクロバーの乾草と一緒に給与すべきである。そうではないと味の変化だけでなく、下痢を起しやすい。



※本誌五頁の末尾より
つて多少の差
あります
が、約三〇日

八月	七月	六月	五月	四月	三月
下	中	上	下	中	上
中	上	中	上	中	上
上	下	中	下	中	上
下	中	上	下	中	上

収穫期

（雪印種苗千葉農場在勤）

◇飼料作物と牧草のとり入れ方

（農林省編集農民叢書一〇七号）

三浦梧樓著

日本の農業振興の為、牧草並びに飼料作物の栽培利用が必要であることは最近広く認識されて来たが、本書はこのことについてわかり易く説述された良書であります。

売価

六十円

◇草地農学（田垣住雄著）

農家も、農業指導者も、農政家も、およそ農業に関わりある人々の必読の書であり、日本の農業に大いなる希望をもたらす書であります。

A5判・七七〇頁、特上質紙使用、

B5判・五〇〇頁、写真、図版約三五〇枚挿入

頒価

千円

◇草地と酪農

（帯広畜大農博・大原久友編）

凡そ草地と酪農に関連する營農全般について各章ごとに織込んだ：多数の図表、図版、写真、最高最新の資料等、内容豊富。

A5判・七七〇頁、特上質紙使用、

B5判・五〇〇頁、写真、図版約三五〇枚挿入

頒価

千円